

平成 20 年 8 月 12 日

河南町長 武 田 勝 玄 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 竹 本 勇

特別職の報酬及び給料の額等について（答申）

平成 20 年 7 月 18 日に本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. 議会の議員の報酬額並びに町長及び副町長の給料額について

(1) 報酬等の額

①議会の議員の報酬額については、次のとおりとすることが適当である。

議 長 月額 340,000円(現行:400,000円、改定率△15%)

副議長 月額 315,000円(現行:370,000円、改定率△15%)

議 員 月額 298,000円(現行:350,000円、改定率△15%)

②町長及び副町長の給料額については、据え置くものとする。ただし、今後において、府内町村の町長及び副町長の地域手当を含む給与が減額改定なされた際に給料額の見直しを行うものとする。

(2) 改定の実施時期

議会の議員の報酬額改定の実施時期については、平成20年10月1日とすることが適当である。

2. 審議経過及び内容

前回、河南町特別職報酬等審議会答申(平成18年11月24日)において、「更なる今後の改革や議会活動の充実を期待し、据え置きとするが、行財政改革を率先して推進する立場にあることを踏まえ、議員報酬の総額を抑制する取り組みとして、更なる議員定数の削減等を検討されるべきと考える。」との意見が附されている。

さらに、河南町行財政改革推進委員会答申(平成19年2月22日)においても『町議会に対する進言』として「議会に要する費用(人件費等)の削減及び定数削減を実行されるべきである。」旨の同様の意見が附されている。

本審議会は、議会の議員の報酬額並びに町長及び副町長の給料額のあり方について、検討を進めるうえで、これらの答申に附された意見に十分に留意しつつ、本町の財政状況が、ここ数年来、経常収支比率が上昇しつづけるなど、厳しい財政運営を迫られている状況の下で、今日に至る特別職報酬等の改定経過、府内町

村議会議員の報酬額並びに府内町村特別職等の給与の状況や類似団体との比較、一般職の給与改定状況及び府内町村議会費の状況などを踏まえ、様々な角度から検討し、審議を経て協議を行った結果、上記の結論に達したものである。

(1) 議会の議員の報酬額について

本町の議員報酬は、その改定状況から、平成3年には、21.7%を上げ、バブル経済崩壊後の平成3年以降においても平成5年14.3%、平成13年9.4%の増額を行っており、これにより現在の議員報酬額は府内10町村では最高額となっている。

また、類似団体(IV-2全国66団体)の中でも最上位を占める位置にある。

他方、本町の経常一般財源等収入額などの財政規模は、府内町村で中下位にあり、類似団体では平均以下の状況にある。こうした状況を踏まえて、議員報酬額は減額措置を講ずる必要があると判断する。

減額幅については、府内の市町村における過去4年間の議員報酬の減額幅が最高で6万円であることや府議会議員の報酬減額率が15%であることにも留意して、現在の報酬額より、15%(52,000円)減じた額が適当であると判断した。

なお、こうした減額を行った結果、減額後の報酬額は、議長、副議長並びに議員の報酬額とも府内町村では5番目となる。

(2) 町長及び副町長の給料額について

府内町村等の町長及び副町長の給料額と地域手当を合計した給与額を比較した結果、町長、副町長ともに4番目に位置しているが、本格的な地方分権の時代を迎え、町長及び副町長の役割や責任はますます重大となり、かつ、町政を預かる最高責任者として更にその職務も高度で広範になることから、今後の府内町村の改定状況を見守りつつ、今回は据え置くことが適当であると判断した。

本町では、特別職の地域手当は支給していないが、今後、他町村において当該手当を廃止するなどの町長、副町長等の給与の減額により、本町がより上位に位置することとなった場合に、「府内町村の町長及び副町長の地域手当を含

む給与が減額改定なされた際に給料額の見直しを行う。」こととして、今回については、据え置くものと判断した。

3. 附帯意見

(1) 月の途中で就任或いは退任した場合の報酬の日割支給の導入について

月の途中で就任或いは退任した場合の報酬等の支給に関して、本町の議員報酬は、いわゆる月額支給（例 就任日 8 月 31 日の場合は 8 月分から月額支給・退任日 9 月 1 日の場合は 9 月分まで月額支給）とされている。

一方、本町の一般職及び町長等の特別職の場合の給与は、実勤務日数による日割り支給とされている。

また、府内町村の議員報酬についても、就任月は本町を除く全ての町村が日割り支給とされており、退任月については、隣接の太子町、千早赤阪村など 4 町村が日割り支給とされ、大阪府の議員報酬についても、就任、退任とも当月分を日割り支給とされている。

こうした状況を踏まえて、議員活動の対価としての報酬についても、より厳正な運用を図るべきとの観点に立ち、本町においても月の途中で就任或いは退任した場合の当月分の議員報酬は、日割りにより支給することが適当である。

なお、非常勤の委員報酬についても同様に、月の途中で就任又は退任した場合の年額及び月額の報酬は、当月分については日割りに統一して支給することが適当である。

(2) 議員定数の削減について

本答申の「2. 審議経過及び内容」で触れたように、前回の特別職報酬等審議会答申及び行財政改革推進委員会答申において共に、定数削減の意見が附されているにもかかわらず、未だ、議員定数については、従前の定数を維持されたままである。

本審議会としても、こうした経過を十分に踏まえ、早急に議員定数の削減が実行されるよう、これらの答申の趣旨をもって重ねて同様の意見を附すこととし、町議会においては、誠実かつ早急に対応されることを強く望むものである。